

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

令和4年12月15日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局次長	嶋田淳君	議事係長	吉岡繁樹君
主任	関口百合子君	主任	高石健太君

出席説明員（15名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部長	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
子ども未来部副参事	岩崎かおり君	障害福祉課長	大法努君
介護保険課長	里見拓美君		

議事日程

第1 第81号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第9号）

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第6〕

- 第 2 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例
- 第 3 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 4 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例
- 第 5 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- 第 6 4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第7〕

- 第 7 4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第8～日程第12〕

- 第 8 第77号議案 市道路線の認定について
- 第 9 第78号議案 市道路線の認定について
- 第10 第79号議案 市道路線の変更について
- 第11 第80号議案 市道路線の一部廃止について
- 第12 4第20号陳情 ちよこバスの増便とルート等に関する陳情

〔議会運営委員会審査報告 日程第13〕

- 第13 4第17号陳情 東大和市議会会議規則に「請願の紹介議員の成立手続の根拠条文」を明記する改正を求める陳情
- 第14 委第 4号議案 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する意見書
- 第15 議第13号議案 日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書
- 第16 議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書
- 第17 議第15号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第18 議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書
- 第19 陳情の付託
- 第20 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第20まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 12月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る12月13日に、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

配付しておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案4件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

なお、議第15号議案につきましては、全議員による提出となっております。

また、12月12日正午までに受理した陳情は1件で、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 第81号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第9号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第81号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第9号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第81号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、東京都の補正予算に伴い、物価高騰に直面する市内の障害福祉サービス事業所の負担軽減に向けた物価高騰緊急対策助成金を支給すること、狭山保育園における冷暖房機の故障に伴う冷暖房機購入などについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ395億5,929万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第16款の都支出金は600万円の増額であります。障害者施設等物価高騰緊急対策事業補助金の計上であります。

第19款の繰入金は124万6,000円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は724万6,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費及び狭山保育園運営費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

16款都支出金、2項都補助金、2目民生費都補助金は600万円の増額であります。障害者施設等物価高騰緊急対策事業補助金は600万円の計上であります。

7ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は124万6,000円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は724万6,000円の増額で、補正後の予算額は395億5,929万5,000円となるものであります。

9ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3款民生費は724万6,000円の増額であります。

1項社会福祉費、4目障害者福祉費、14の新型コロナウイルス感染症対策事業費は600万円の増額であります。物価高騰に直面する市内の障害福祉サービス事業所の負担軽減に向けた物価高騰緊急対策助成金の計上であります。助成額は1事業所当たり5万円、1法人当たりの上限は15万円ですが、グループホーム及び短期入所につきましては、1事業所当たり10万円、1法人当たりの上限は20万円です。支給時期につきましては、令和5年2月から3月を予定しております。

2項児童福祉費、3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は124万6,000円の増額であります。経年劣化に伴うデジタルカメラの購入及び特別な支援が必要な児童へのカムダウンハウスの購入に係る教材用備品購入費並びに故障に伴う冷暖房機購入費の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は724万6,000円の増額で、補正後の予算額は395億5,929万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） では、2点ほどお伺いします。

補正予算書10ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費の障害者施設物価高騰緊急対策助成金ですけれども、こちら、補正予算3号で行った助成のものと、金額は違いますが、同様のものかなというふうには思っているんですが、内容について、支給に当たっての要件などがあるのかどうか、また事業者が活用する場合に使い道などを限定するようなことがあるのか、また支給を受けるための事業者が行う手続など、そのあたり教えていただきたいと思います。

それから、狭山保育園運営費のところ、この間、どのような修繕、保守などを行ったのか。今年度行った保護者のアンケートでも様々園舎に対する御要望などあったようではありますが、どのような修繕、保守などこの間行ってきたのか。また、この老朽化の状態をどのように認識されているのか伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書10ページ、障害者施設物価高騰緊急対策助成金についてでございますが、これまでの助成金の交付との違いということで、助成額につきましては、令和4年6月に実施いたしました助成額と異なりまして、1事業所当たり5万円、ただしグループホームと短期入所のサービス提供事業所については10万円としております。

なお、前回と同様に、一つの事業所において複数種類の障害福祉サービス種別の指定を受けている場合は重複して支給することとし、法人単位で助成金を支給いたしますが、1法人当たりの上限額を15万円、グループホームを運営している場合は20万円といたします。

助成金の使い道ということでございますけれども、今般の助成金支給の根本的な趣旨といたしまして、光熱水費や送迎のための燃料費の高騰に直面をしながらも支援が必要な障害者に対する支援を提供している市内障害福祉サービス事業所に対して安定的な事業継続を支援するため、交付するものでございます。サービスの継続に資する経費、利用者等への価格転嫁ができない物価高騰の影響を受けている経費に充当していただけるものと認識をしております。

手続につきましては、助成金の支給を受けようとする事業者において、市へ支給申請書を提出していただき、市が内容を確認の上、支給決定通知書を各法人宛てに通知した後、助成金を交付いたします。

以上でございます。

○子ども未来部副参事（岩崎かおり君） 補正予算書9ページ、狭山保育園における修繕の経歴でございますが、近年の修繕等につきましては、ホール、保育室のエアコンや照明器具、床シートの貼替えなど、不具合などあればできる限り早急に対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、第81号議案 東大和市一般会計補正予算（第9号）に賛成の立場で討論を行います。

本補正予算で障害福祉サービス事業所への物価高騰緊急対策助成金が計上されました。共産党市議団が予算組替え提案等で繰り返し要望してきたものであり、歓迎します。

当市の事業所においても、コロナ感染拡大により休業を余儀なくされるなど、事業所の報酬減額が深刻化する中で、障害のある人々を支えてきました。

今般の物価高騰によって作業所の仕事のための材料が値上がりするなど、運営はますます厳しくなっているものと思います。障害のある人々が安心して暮らすために障害福祉サービス事業所の果たしている役割は大変大きく、引き続き東大和市としても必要な支援を継続的に行うことを求めます。

市立狭山保育園の冷暖房機購入費等も計上されました。老朽化の進む狭山保育園に対し、必要な修繕等を行うことは当然のことと考えますが、保護者の満足度も大変高く、市内でたった一つ残された公立保育園である市立狭山保育園については、段階的廃園の計画は中止して早急に建て替えを行い、今後も東大和市が目指す日本一子育てしやすいまちの理念を実現するための直営の保育園としてその役割を果たし、発展させていくことを改めて強く求めます。

以上です。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第81号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第9号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例

日程第3 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例

日程第4 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例

日程第5 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

日程第6 4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、日程第3 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、日程第4 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、日程第5 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、日程第6 4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情、以上議案4件、陳情1件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、総務委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） ただいま議題に供されました新設条例4件並びに陳情1件につきまして、総務委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、新設条例4件について御報告します。

この4件の審査につきましては、副市長及び関係部課長の出席を求めたほか、4件とも既に本会議において提案理由の説明が終了していたため、直ちに質疑に入る形で審査を行いました。

まず、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例について御報告します。

本案につきましては、3点について質疑が行われました。

1点目は、要配慮個人情報の扱いについての質疑で、新条例では現行の個人情報保護条例第6条2項を引き継ぐ条文が見当たらないが、個人情報保護法において担保されていると理解してもよいのかというもので、その答弁では、個人情報保護法第61条に定める個人情報の保有の制限等の規定により、現行の条例と同水準の保護が担保されるとのことでした。

2点目は、オンラインによる手続を行う際に、手続をする者は要配慮個人情報を入力することになるのかという安全性についての質疑で、その答弁では、全員協議会で示した、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続の推進に関する条例の制定後に検討していくことになり、手続の内容によっては、要配慮個人情報を入力する可能性もあるが、セキュリティの高いシステムを使用することなどにより個人情報の保護に努めたいとのことでした。

3点目は、個人情報保護法第41条で仮名加工情報の作成などが、また第43条では匿名加工情報の作成などというものが示されているが、これらを加工する際、民間事業者等に加工する前の生のデータを提供するのか、またその時点で安全性などはどのように担保されるのかとの質疑で、その答弁では、個人情報保護法第41条の規定に定めがあり、事業者が保有する個人情報を基に仮名加工情報を作成する際には、他の情報と照合しない限り特定の個人情報が識別できないようにするため、個人情報保護委員会の規則で定める基準に従うこととされている。また、行政機関等匿名加工情報制度は、本市においては条例施行時点では導入をしない。仮に作成する場合には、高度な専門性なども必要とされるので、委託することも考えられるが、その際は委託先の事業者に対して個人情報保護法の規律等、市との契約により安全管理の措置を遵守することが義務づけられることと考えているとのことでした。また、下請業者などへの再委託については、契約において原則として全部または主たる部分の再委託は禁止するものと考えているとのことでした。

その後の自由討議では発言者はなく、終了した後、1名の委員から反対の立場で討論がありました。

採決については、起立により行った結果、起立多数となり、本案は原案どおり可決と決しました。

次に、第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例について御報告します。

本案につきましては、質疑、自由討議、討論はなく、原案どおり可決と決しました。

次に、第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例について御報告します。

本案につきましては、3点について質疑が行われました。

1点目は、現行の個人情報保護条例第43条をそのまま移していると理解してよいかというもので、その答弁では、基本的に現在の内容とは変更はないとのことでした。

2点目は、審議会の役割や事務執行上の関わり方の変化の有無についてで、その答弁では、市は、高度な専

門性や市民意識を踏まえた視点を引き続き確保するために、審議会を設置することにより個人情報の保護制度の重要事項について必要に応じて諮問し、意見を頂き、市政に反映させていくという考えが示されました。

3点目は、万一、諮問の対象としなかったことが事後的に不適切な扱いだとされた場合、市が一方的に責任を問われることの有無についてで、その答弁では、市はこれまで重要な役割を果たしてきた審議会の機能を今後も維持していき、引き続き適切に個人情報保護制度の運営ができるとの考えが示されました。

その後の自由討議では発言者はなく、終了した後、1名の委員から反対の立場で討論がありました。

採決については起立により行った結果、起立多数となり、本案は原案どおり可決と決しました。

最後に、第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について御報告します。

この議案については多くの委員から質疑があり、その答弁により、以下の市の認識や考えが確認できました。

1点目は、第3条にある高度な専門的知識、また優れた識見を有する者の採用について、市として直近で必要性が想定されている職種については具体的な想定はないこと。

2点目は、総合的に勘案して、第7条にある基準となる職務とその号給で給与のランクづけを決定するという点については、他市の事例を参考に、職種における金額の均衡も勘案しながら決定していきたいとのこと。

3点目は、この条例については、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用を見越しての条例制定ということにおいて現時点での人材活用の見通しに関する考えで、年度当初、第一生命保険株式会社から御提案をいただき、最終的にはブランド・プロモーションの強化業務に寄与する職務経験や技術のある方を希望しており、可能であれば任用は令和5年4月1日付を目指していること。

4点目は、自衛隊員や警察官など権力的な任務に従事されるような方を迎え入れるという想定はないこと。ただし、現状では警視庁また東京消防庁から自治法の派遣職員として、道路交通課と防災安全課に職員を受け入れている実績があること。

5点目は、運用については、国会審議にあった、寄附企業からの人材受入れなど対外的に明らかにすることによって透明性を確保し、寄附企業への寄附を行うことの代償として、経済的利益供与の禁止などの留意事項を踏まえるとともに、先進的な自治体の取組を参考にしながら対応すること。そして、本条例が制定されることにより、今回のふるさと納税（人材派遣型）だけにとどまらず、今後必要に応じて民間の資格を持った人材の力や協力を得るといった基本的な市の考えも確認できました。

自由討議では発言者はなく、終了した後、1名の委員から反対の立場で討論があり、その後、起立により採決を行った結果、起立多数となり、本案は原案どおり可決と決しました。

続きまして、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情につきまして御報告申し上げます。

本陳情の審査においては、内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

自由討議では多くの意見が出ましたが、その概要のみをここでは御報告します。

まず、本陳情に反対の立場の主な意見は以下のとおりです。

日本政府は従来から、誘導弾等による攻撃が行われた場合、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置を取ることとしており、誘導弾などの基地をたたくことは法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとの解釈の下、対応を取ることを表明している。また、その対応と保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るとしており、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢という専守防衛の考え方は整合するも

のと考える。また、国の最高法規である憲法の範囲内で抜本的な防衛力の見直しを行っていくことは当然のことであり、激変する世界情勢の中で抑止力及び対処力を強化し、国民の生命と財産を守り抜いていく必要があると考えるという意見。

日本国憲法においては、恒久平和また国民主権、そして基本的人権の尊重、これらが最大限に保障される憲法の考え方と基本原則があると思っている。そういう中で、政府の在り方として、絶対に戦争を起こさせない、起こさない、また国民の生存権や幸福追求権を最大限に守っていく、これが一番の国家運営の基本であると思う。その上で、現在の日本を取り巻く安全保障の環境は、かつてこれほど厳しくあったかと思われるほどの状況であることを多くの国民が実感していると思う。北朝鮮のミサイル発射数などはかつてない状況であり、今年2月からロシアがウクライナ侵略を一方的に現状変更の試みとして武力行使をするようなことも、誰も想像ができなかった深刻な状況だと思う。また、ロシアは中国と連携して日本の周辺で軍事行動を行っていることも明らかとなっており、このような厳しい国際環境、安全保障環境の中で、日本政府としてどうやって国民の命と平和な暮らしを守るために防衛環境を整えていくのかということが最重要の課題だ。そのような中で、今回の安保3文書の改定について様々な議論がなされているというふうに承知をしている。報道ベースでしか知る由はないが、多くの国民がこのような環境の中で不安を抱えており、日本として絶対に戦争を起こさせないための防衛能力の強化ということについては、やはり現実的に対処をせざるを得ないと思う。金額ありきというような議論も一部散見されるが、そういうことではなく、どういう防衛力の強化が必要なのか、何が必要なのか、その中身はしっかりと議論し、国民に明らかにする中で、今回の改定の取組が理解をされていくように進んでいくことが望ましいのではないかと思うという意見が出ました。

続いて、本陳情に賛成の立場の主な意見は以下のとおりです。

必要最小限の措置という話もあるが、一方で、相手が攻撃してきたときにその基地に対して反撃ができるのかという点については疑問が呈されている。これは、そのミサイルを発射したところをたたくというよりは、それを指揮している中央、中枢をたたくしかないということになる。さらに言えば、かつては発射の兆候をつかめていたが、今は固形燃料に変わっているため、その兆候をつかむいとまもないことから先制攻撃しなければならないとも言われており、報復攻撃の正当性の口実を与えることになるのではないか。また、例えば中国と北朝鮮では全く軍事力が違うため、相手国がどこかということではこちらの最低限度の質が変わってくるのではないか。台湾有事ということも言われているが、仮に中国を仮想敵国と見立てているのであれば、今年の4月の財務省の資料では、日本と中国の軍事費の差は今3.4倍ある。岸田首相は、額ありきではない、必要な防衛装備を積み上げるとの発言を繰り返されているが、防衛費をGDP比2%にするということだけが先行しているという指摘もある。実際の配備計画に全く整合性がない、矛盾だらけだ。武器ばかり買い込んで、それを扱う自衛隊員が全く足りないのにどうするのかということも石破元防衛大臣なども主張していた。何兆円積み上げて大国に張り合おうということ自体がナンセンスだと言わざるを得ず、また5年間で43兆円の大軍拡という財源を一体どこから持ってくるのか。借金で軍拡費用を賄うことについても財務省は懸念をしているという意見。

防衛費に関して岸田内閣は、将来的にGDP比で2%にするとしているが、防衛費を2倍にしたところで単純に防衛力は2倍になるわけではなく、現在でも4割以上にも及ぶ人件費などを鑑みても、防衛装備の自動化、省力化、無人化、省人化などの近代化を進めるなどの内容が肝要であり、2%という数字ありきで語られるものではないと考える。敵基地攻撃能力に関しては、これまで我が国では、外国から武力攻撃を受けない限り自

衛隊は武力行使をしないという前提で防衛が語られてきた。さきの安保法制の変更により、限定的な集団的自衛権行使の容認で海外で武力行使ができるようになったが、さらに外国を攻撃する反撃能力を持つと専守防衛との関係でより一層説明が難しくなると考える。次に、反撃と先制攻撃を区別する基準が曖昧であるということも問題だ。ここを間違えれば当然国際法違反となり、自衛の正当性が損なわれることになる。また、反撃の対象も曖昧であり、何でも軍事目標と言ってしまえば、その対象となってしまうおそれがある。反撃と先制攻撃の区別や反撃の対象の基準が曖昧なままでは国際法違反のおそれが排除できず、ロシアと同様に我が国の国際的な立場を損ない、孤立することになるのではないかと懸念している。ただし、この問題に的確・適切に対応するためには、敵基地攻撃能力の必要性の是非や防衛費増額の是非を含めた全ての可能性を排除せず、決して思考停止することなく、また視野狭窄に陥ることなく、そして教条主義、独善性、予断を限りなく排除して、将来に禍根を残さないように国会での議論をはじめとした国民的議論をしっかりと進めるべきであると思っているという意見が出ました。

自由討議を終了した後、1名の委員から本陳情に賛成の立場で討論があり、その後、起立により採決を行った結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定にのっとり、委員長裁決により本陳情は不採択と決しました。

以上、総務委員会における陳情の審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

---

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例に反対、第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例に賛成、第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例に反対、第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に反対、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

初めに、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例についてです。

本議案は、令和3年5月にデジタル関連法が成立したことにより、データに匿名加工を施せば住民の個人情報

報が商品としてビジネスに利用されることが可能となることを前提として提案をされるものです。データ流通の支障となるとして、ビジネス上の必要性から、全国の各自治体が独自につくり上げてきた個人情報保護条例を廃止させ、一律に個人情報保護法施行条例につくり替えることになっています。

私どもは、平成27年第4回定例会で成立した、東大和市における個人番号の利用等に関する条例及び令和4年第3回定例会で成立した東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例に反対しました。その際反対理由として挙げた諸点は基本的に今日も残されたままであり、今回の東大和市個人情報保護法施行条例案は、同様の理由により反対せざるを得ないと考えます。

東大和市における個人番号の利用等に関する条例を審議した際に提起した問題は、1つ目に、マイナンバーがひもつけられる事務の範囲が極めて広範囲なものとなること、2つ目に、技術的な問題にとどまらず、故意またはヒューマンエラーによる情報漏えいのリスクが飛躍的に高まること、3つ目に、制度自体がプライバシー権を侵害する憲法違反の疑いがあるとして、当時5地裁で一斉に提訴され、今日でも係争中となっているというものでした。

12月6日の衆議院総務委員会で我が党、宮本岳志衆議院議員の質疑により、2017年度からの5年間で約5万6,000人分以上のマイナンバー情報が紛失・漏えいしていたことを明らかにしました。事務受託先事業者の事務処理等の誤りやUSBメモリの紛失などにより起こったヒューマンエラーであったとされています。

また、政府の個人情報保護委員会のガイドラインでも、仮名加工情報は、他の情報を組み合わせることによって特定個人を識別することができることを否定しない、また匿名加工情報は、特定個人を識別することが技術的側面からできないという可能性を排除しないとしており、この条文からは情報漏えいの可能性があることが理解できないものとなっています。

憲法第13条で保障された幸福追求権の一つとされるプライバシー権、自己情報コントロール権の保障のためには、これらの個人情報を安易に取り扱うことは許されません。

以上のことから、本条例案については反対をするものです。

次に、第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例についてです。

本議案は、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例と一体のものであり、62号議案で述べた反対理由と同様の理由で反対いたします。

次に、第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてです。

本条例案は、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用して、民間企業の人材を一般職の任期付職員として採用する際の採用及び給与の特例を定めるものですが、ブランド・プロモーション強化業務などの職務経験や技術のある人材の採用を予定しているとされています。

本条例案の制定のきっかけとされる政府のデジタル田園都市国家構想の示すところによれば、企業版ふるさと納税を利用すれば、寄附額の最大9割の法人関係税が軽減されるとあり、人材派遣型でも同様の効果が得られるとされています。

民間活力を生かした地域活性化をうたい文句としていますが、野放図に利用されれば、企業と自治体との間に癒着や依存が生じるおそれがあり、企業が寄附を行うことの代償としての経済的利益供与の禁止などを示しています。しかし、力関係によっては、結果としていずれかにデメリットが生じることも懸念されます。そのため、活用に当たっての透明性を担保する仕組みが必要ですが、政府としてのチェック機関はなく、政府は地方議会に委ねています。

したがって、少なくとも市議会で企業名や寄附額、業務内容などの具体的な項目をチェックできるよう、最低限の規則の整備を示してから提案すべきと考えます。

以上のことから、本議案に反対をいたします。

次に、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情についてです。

岸田首相は記者会見で安保関連3文書の改定について問われ、戦後の防衛政策、財政政策を大きく転換するものだと発言をいたしました。今週にもそれを閣議決定しようとしています。

一昨日の東京新聞は、政府の有識者会合は議事録を作成せず、有識者会議は僅か4回の開催、与党の実務者協議は議事録も議事要旨も公表しない、国会での質疑には、検討中との答弁に終始し、国会が閉じた後に閣議決定一つで全てを決めてしまう、その密室性を問うています。こんな大事なことが国民の手の届かないところで決められてしまう、本当にそれでいいのでしょうか。

私は、委員会の自由討論で、安保関連3文書の改定の議論はまるで北朝鮮の先軍政治を彷彿とさせると発言した際に、他の委員から、日本は民主主義国家だからそれは当たらないという御指摘をいただきました。

しかし、ここであえて問いたい。首相自ら、戦後の防衛政策、財政政策を大きく転換するものだとしている安保関連3文書の改定は、なぜ密室で秘密裏に決めることが許されるのでしょうか。

同日の琉球新報は、安保関連3文書の改定案の全容が判明したと報道しました。その概要は、中国の軍事的台頭を念頭に、沖縄を含む南西諸島での米軍との連携方針を明確にし、那覇を拠点とする陸自第15旅団を師団に格上げ、米軍の火薬庫の共同使用、米軍普天間飛行場の移設推進、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力の強化などを明記したといえます。

また、同日の毎日新聞の報道では、長距離ミサイルを海中から発射する垂直発射装置を備えた潜水艦と、これに搭載するトマホークや12式地对艦誘導弾などの射程1,000キロメートルを超える長距離ミサイルの保有が計画されていることが報じられました。まさしく敵基地攻撃能力の具体化です。

これらは台湾有事を想定しており、日本自らが攻撃を受けていないのに、安保法制の下でアメリカと一体となって軍事行動を取ることによって、アメリカと中国との戦争に戦争当事国として日本が参戦することになります。

一方で、急激な武器の近代化によって、探知のいとまもなく瞬時に発射された超音速で飛来するミサイルを迎撃することは、もはや技術的に不可能となったことは今日広く知られており、閣議決定された、自衛の措置としての武力の行使の新たな要件でいう必要最小限度の実力行使は必然的に先制攻撃に結びつくことになり得ることは想像に難くありません。専ら軍事対軍事だけで紛争を解決しようとするれば、より危険な悪循環を繰り返す、安全保障のジレンマに陥らざるを得ません。武力による威嚇を禁止した憲法9条と専守防衛の放棄、また軍事優先の国家財政に変貌することにより、国民生活に深刻な事態を引き起こすことは必定です。今こそ日本は外交力を発揮して、紛争の解決に当たることが求められています。

日本共産党は野党外交を重視し、今年11月にイスタンブールで開催されたアジア政党国際会議第11回総会に代表団が参加し、アジアの平和構築の問題を提起しました。同会議が核兵器のない世界を呼びかけ続けてきた努力が今日核兵器禁止条約の実現となったこと、ASEANと協力し、東アジアの全ての国を包摂する平和の枠組みをつくり、特定の国を排除するのではなく、地域の全ての国を包み込む包摂的な平和の枠組みをつくる、これらを盛り込んだ宣言が総会で採択をされました。軍事対軍事の悪循環を断ち、競争より協力をという外交ビジョンを我が党は示しております。

5年で軍事費倍増の財源をどこに求めるかが与党内でも論争になっており、既に復興特別所得税の一部まで財源にすることが報じられています。来年10月からのインボイス制度の導入に伴う新たな課税事業者が支払う消費税は一般財源であるので、この軍拡のための財源の一部となることは否定のしようがありません。

私は一般質問で、市財政との関係で、心ならずもこれまで続けてきた施策も削って、爪に火をともしようにしてようやく基金を積み上げても、結局は地方交付税を削って、国が進める防衛費倍増のための財源に召し上げられることになるのではないかと申し上げました。委員会の自由討議でも紹介しましたが、財務省さえ心配するほどに我が国が北朝鮮のような国防を国民の暮らしの上に置く先軍政治になることがないことを切に望みます。

安保関連3文書の改定によって日本がアメリカの軍事戦略に組み込まれることでアジアに一層危険な状況をもたらすことになる、このことを改めて強調して、本陳情に賛成をするものです。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

[19番 中間建二君 登壇]

○19番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例及び第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に賛成し、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情に反対の立場で討論を行います。

初めに、第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例であります。本条例は、国の個人情報保護法が改正されたことにより、従来の東大和市個人情報保護条例を廃止し、市独自の保護措置を加えながら法で委任された事項を定めたものであり、市民の皆様の個人情報を適正に管理また保護するために必要なものであります。

また、条例に基づく情報開示においては、開示請求から開示決定までの期間について、法律では30日間としているところを現行の条例と同じく14日間とするなど、市民の知る権利にも配慮されたものであります。

デジタル社会の進展において、個人情報保護に関する市民の関心は非常に高いものがあります。市政運営において万が一にも個人情報の漏えい等が発生しないよう、本条例に基づく適正な管理・運用を求めるものであります。

次に、第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてであります。本条例は、専門的知識や経験を有する外部人材を一般職の職員として任期を限って採用するための条例制定であり、既に企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用して、具体的な職種においての採用に向けて民間企業との調整がなされているとのことでありました。

当市においては、私ども公明党会派として徹底した行政運営の効率化の推進を求めてきた中で、これまでも市民体育館やハミングホール、市立図書館分館等への指定管理者制度の導入をはじめ、公立保育園の民営化や学童保育所の民間委託、また近年では納税管理等収納業務や市民部窓口の民間委託等、民間の専門的な知見や経験を積極的に市政運営に取り入れることで、市民サービスの向上や行政運営の効率化に大きな成果を得ております。

本条例に基づく外部人材の活用においても、今回予定されておりますブランド・プロモーションや定住促進の分野に限らず、デジタル・トランスフォーメーションや公共施設等総合管理計画の推進など、民間の専門的

な知見を持つ人材の活用をさらに強力に推進されることを求めます。

最後に、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情についてであります。が、申し上げるまでもなく、日本国憲法では、国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重の三原則が定められております。これは、さきの大戦において日本が当時の軍国主義の下で無謀な戦争に突入り、国民の生存権や幸福追求権が根底から覆される悲惨な戦争を経験したことから、二度と国民を戦争の惨禍に巻き込まない、絶対に戦争を起こさないとの日本国と国民の断固たる決意が示されたものと受け止めております。

一方で、日本を取り巻く安全保障の環境は、かつてないほど深刻な状況となっていることは論をまちません。

北朝鮮は、日本海のみならず、日本の領土を越えて太平洋にまで届く弾道ミサイルの発射を繰り返しております。その数は今年だけでも40回、90発を超え、これまでとは比較にならないほどの頻度でミサイル発射が繰り返されております。

また、本年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、断じて許されるものではありません。しかし、国連や国際世論がロシアによるこのような暴挙を厳しく批判し続けているにもかかわらず、既に10か月がたとうとしている今日においても、いまだに収束の兆しは見えておりません。

また、中国は尖閣諸島で日本の領海への侵入を繰り返し、ロシアと中国は連携して日本周辺で軍事行動を行っているとの報道もあります。

このようなかつてないほどの厳しい安全保障環境の下で、日本の平和を守り、国民の命と平和な暮らしを守るために現実に即した防衛力の強化を図ることは、国政において避けて通ることができない最重要の課題となっております。

そのための今回の安保3文書の改定においては、専守防衛の理念を堅持し、どこまでも絶対に戦争を起こさない、また起こさせないための日本の防衛の在り方について、政府与党において真摯な議論を重ね、合意がなされたところであります。

先日公表されたNHKの世論調査においても、防衛力の抜本的強化に伴う反撃能力の保有について賛成が51%となり反対の31%を上回るなど、国民の一定の理解も進んでおります。一方で、3文書改定に伴う防衛力強化の詳細な内容や防衛費の総額と、また財源の在り方については十分な理解が得られているとは思っておりません。

憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。

政府においては、国民の総意として、日本国憲法で定められた世界の恒久平和を目指し、日本の国民の人権を守り、幸福追求権を最大限に尊重するための安全保障の強化に取り組みながら、さらに国民の理解が広がるよう丁寧な議論を行い、説明責任を果たすことを求め、公明党を代表しての討論といたします。

〔19番 中間建二君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、第65号

議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情、全てに賛成の立場で討論します。

まず、第62から第64号議案、個人情報保護に関する3議案についてです。

審議会への諮問については、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問することができるとありますが、諮問に当たらない事案においては可能な限り報告事項とし、報告した案件は公表するなど透明性を図ることを求めます。

また、個人情報ファイル簿作成については、これまで同様、1,000人以下でも作成し公表することで透明性を図ることを求めます。

匿名加工情報は、今回の条例においては規定がなく、取り扱わないとのことですが、今後も慎重に対応することを望みます。

国は、個人情報保護委員会で標準化を図っていくことになりましたが、実際にデータを持っているのは自治体です。市が扱う個人情報は市民が情報主体であり、個人情報を濫用から保護し、自己に関する個人情報がどのように利用されるのか、情報の開示も含め、現行の東大和市個人情報保護条例第1条にある「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにし、もって市政の適正な運営に資することを図りつつ、個人の権利利益を保護すること」という目的を継承することを強く求めます。

次に、第65号議案、任期付職員については、委員会の議論にもありましたが、どのような企業が何のために人材派遣をするのかチェックを議会で行えるような運用とし、説明責任を果たしていただきたい。また、民間人材の活用が企業利益のためではなく、自治体主導で進めていくよう求めます。

次に、4第18号陳情については、反撃能力の保有を正当化し、軍備拡大することに大反対します。

戦争は自衛の名の下に起こされてきたことは、歴史をひもとけば明らかです。感染症が蔓延し、経済低調、社会が不安定になると、他国を敵として自衛の名の下に世界中で戦争を繰り返してきました。犠牲になるのは市民です。防衛力強化で国民の命と財産を守ることはできません。

また、大量の武器購入は、軍事産業を増強することにほかなりません。武器にお金をかけるほど愚かなことはありません。そのための増税の議論になっていますが、とても容認できません。最大の抑止力は、武力ではなく、外交です。軍備増強のために増税をし、人々の生活を苦しくさせることが国民の命と財産を守ることにつながるとは思えません。政府の暴走を止め、教育、医療、福祉、社会保障を充実させることが豊かな生活へつながるのではないのでしょうか。

以上の理由から、陳情を含め全てに賛成し、討論いたします。

[4番 実川圭子君 降壇]

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番(蜂須賀千雅君) 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。私は自由民主党を代表し、4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

尖閣・台湾周辺等における軍事活動の活発化や力による一方的な現状変更を試みる中国、核・ミサイル開発を進展させる北朝鮮、そして戦後最大の危機とも言えるウクライナ侵略に踏み切ったロシア等、様々な脅威により一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国の防衛力の抜本的強化を一層加速する必要があることは明白であります。

戦略レベルでの国家安全保障の目標と、その達成方法に焦点を置き、国家安全保障戦略を改定し、防衛計画

の大綱、中期防衛力整備計画に代わり、新たに防衛戦略面に焦点を置いた国家防衛戦略と自衛隊の具体的な体制等に関する防衛力整備計画を策定し、相手から武力攻撃を受けたとき、初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の体制という専守防衛の考え方は整合するものと考えております。

専守防衛は、憲法の精神にのっとり我が国の国防衛の基本方針であり、今後ともこれを堅持していくとの方針が示されており、国の最高法規である憲法の範囲内で抜本的な防衛力の見直しを行っていくことは当然のことであり、激変する世界情勢の中で抑止力及び対処力を強化し、国民の生命と財産を守り抜いていくとのこととあります。

よって、陳情理由については賛同いたしかねることから、本陳情には反対とさせていただきます。

以上をもって、自由民主党を代表しての反対討論といたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第18号陳情 安保3文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第7 4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情

○議長（関田正民君） 日程第7 4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） ただいま議題に供されました4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情、以上陳情1件につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果報告を申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

2018年からの国保税改定はどのような背景なのかとの質疑に対し、加入者の年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いなどの構造的な課題がある。国民健康保険制度の課題を改善し、安定的・持続可能な制度運営とするために、平成30年度より国による制度改革が進められている。制度改革の一環として、都道府県が国民健康保険の財政の責任主体となって制度の安定的な運営を図る広域化が行われた。広域化によって制度の安定化を図るに当たり、国から赤字補填繰入れを解消し、医療の給付に対する保険税負担を均衡することで国民健康保険財政の健全化を図るよう繰り返し求められている。赤字補填繰入れが行われているが、市区町村については、財政健全化計画に基づき、当市においても継続的な保険税率等の見直しを行っているとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨にある国庫補助金はどのようになっているのかとの質疑に対し、国庫負担金は国の調整交付金を含めて41%、都道府県の繰入金が9%となっている。平成30年度からの制度改革では、他の被用者保険からの協力を踏まえた、国による年間3,400億円の公費拡充等も実施されている。しかし、国民健康保険の厳しい財政状況が続いていることから、国に対する現行の国庫負担金の割合の引上げについて、東京都市長会を通じて継続的に要望しているとの答弁がありました。

次に、他市の状況については、との質疑に対し、各市区町村が赤字補填繰入れの解消までの年度を定めている。それぞれの自治体の方針の下で国民健康保険財政の健全化に取り組んでいる。全国的には8割の市町村が赤字補填繰入れを解消しているとの答弁がありました。

次に、なぜ東大和市がこの6年間での解消を目指しているのかとの質疑に対し、赤字補填繰入れを解消することで得られる交付金が令和5年度が期限となるため、国による特例基金が活用されている間に赤字補填繰入れを解消することが交付金も含めて結果的に市民への影響抑制に資するものと考えている。市では東京都に対して、積極的に赤字補填繰入れの解消に取り組む自治体に対する財政支援の拡充を繰り返し要望しているとの答弁がありました。

次に、所得の低い方や子育て世帯への配慮というのはどのように行っているのかとの質疑に対し、一定基準以下の所得の世帯に対して7割、5割、2割の均等割軽減がある。所得の低い世帯に対する配慮が制度上なされている。市では、被保険者1人に課税される均等割額について、所得に関わる保険税率、所得割よりも抑えて設定している。中低所得者への一定の配慮となっている。市では従前より、市独自の多子世帯に対する保険税均等割の軽減を行っている。令和4年度から未就学児の均等割の軽減措置が実施され、子育て世帯への保険税軽減が拡充され、一定の配慮が行われているとの答弁がありました。

次に、コロナでの家計急変の方に対してはどのように取り組んでいるのかとの質疑に対し、保険税のコロナ減免策を行っている。コロナ減免策に加え、多摩26市の中で唯一、令和4年度の収入見込みとコロナ禍前の令和元年度の収入比較を行う市独自の対象者拡充策も図っている。コロナ禍による収入減少世帯の配慮についても取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、医療費抑制の取組はどのように行っているのかとの質疑に対し、レセプトデータを活用した糖尿病等重症化予防プログラム、糖尿病は重症化すると人工透析に移行することになる。人工透析となった場合、1人当たり年間500万円費用がかかる。予防することで医療費の抑制が図られ、人口透析になると週に2から3回通院する負担があるが、この通院の負担のない生活が送れる。ジェネリック医薬品の利用差額通知事業は、当市ではジェネリック医薬品の普及率が8割を超えている。令和2年12月から1年間では薬剤費全体で約1億円という高い削減効果があった。また、低栄養防止等のフレイル対策事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策事業などの医療費適正化に資するように様々な事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、医療費抑制の取組は国保会計にどのような影響を及ぼしているのかとの質疑に対し、適切な医療受診により中長期的な医療費の適正化が図られていることは、国民健康保険事業費納付金の減算要素になる。国民健康保険税率は、この納付金を参考に決定している。納付金が減算されれば、国民健康保険税率の抑制にも反映されるとの答弁がありました。

次に、医療費を抑制できれば国保税が上がらずに済むのかとの質疑に対し、医療費の抑制のみをもって国民健康保険税の抑制になるものと一概には言えないが、給付金の中でも医療費に占める割合が大きい。国民健康保険事業費納付金の抑制には少なからず影響があるものと捉えているとの答弁がありました。

次に、今後の国民健康保険の課題や見直しなどをどのように考えているのかとの質疑に対し、制度的・社会的な変化による課題については、一自治体における対応では非常に困難であると認識している。国や東京都への制度改善、財源の充実を含め継続的に要望し、国民健康保険制度を安定的かつ持続可能な運営にしていくための方策を引き続き検討していくとの答弁がありました。

次に、2つのモデルケースで、国保税の実際の金額と多摩26市中の比較、所得に占める負担率ほどの程度になるのか。1つ目は、夫42歳、給与収入560万円、妻38歳、給与収入98万円、お子さん2人で15歳と12歳。2つ目は、夫68歳、年金収入で240万円、妻63歳、年金収入67万円という家庭のケースでは、との質疑に対し、1つ目のモデルケースは保険税額62万4,200円、2つ目のモデルケースは16万7,700円である。この場合、多摩26市の中では上位に位置すると推測される。保険税に関わる課税所得に占める割合については、1つ目のモデルケースで約14%、2つ目のモデルケースで約12%と推測されるとの答弁がありました。

次に、当市の国保税が市民にとって無理なく払える金額になっていると考えているのかとの質疑に対し、物価高騰については、電気、ガス、食料品等、価格が高騰していることに対しての緊急支援給付金や子育て世帯への子育て応援給付金など他の施策による対策を講じている。国民健康保険税の対策とは切り分けて、別の取組として行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対しては、保険税のコロナ減免を実施している。これは多摩26市の中で唯一と言える。コロナ禍前の令和元年度と収入比較を行う独自の拡充策も行っている。国民健康保険の制度として、低所得者の方々に対する均等割の軽減策や未就学児の均等割軽減策を講じる中で、応分の保険税の課税を行っているととの答弁がありました。

次に、令和3年度の行政報告書では、市都民税の差押えは718件、全体の27.5%、市民税が4件で0.2%、固定資産税・都市計画税が248件で9.5%、軽自動車税が94件で3.5%、国民健康保険税が1,543件で59.2%となっている。どのように考えているのかとの質疑に対し、制度的な理由は推測になるが、国民健康保険制度については、被保険者全体が応分に負担する相互扶助に支えられている社会保障保険制度である。その中で、高齢者や低所得者が占める割合が多いことや、市民税や国民健康保険税の各制度の仕組みの違いの理由と推察しているとの答弁がありました。

次に、国保税が高過ぎるため、必要な医療にかかれぬ問題がある。その点の認識については、との質疑に対し、納付金の数年度の推移を見ると、特に令和4年度が顕著である。1人当たりに関わる医療費分の納付金はかなり急増している。必要な給付金に対して、必要となる保険税率を現行制度の中で求めているとの答弁がありました。

次に、現在の国保の基金現在高と年度末残高見込み及び基金の目的と活用については、との質疑に対し、現状の残高は約4億6,300万円と見込んでいる。基金残高により年度末の過年度精算による交付金等の返還が予定されている。この返還額について見込みが立っていないため、年度末の残高見込みは不明である。基金の目的や活用は、市の保険給付費が東京都の見込みを上回った場合の一時的な補填や国民健康保険事業費納付金の急増による保険税の急増に対する抑制対策、保険税の歳入補填など、他の財源に頼らず国民健康保険の安定的な運営に活用することを想定しているとの答弁がありました。

次に、国庫負担の推移はどのように変わっているのかとの質疑に対し、平成16年度までは国庫負担金は50%となっていたが、その仕組みが変わり、現在では都道府県の繰入金を含めた50%の公費負担と法定上なっているととの答弁がありました。

次に、市として国に対して国庫負担金を引き上げることで今後も要望していくと思うが、現状払い切れず医

療を抑制されている状況がある。打開するために引き下げる必要があるとの質疑に対し、国民健康保険財政が厳しい状況が続いていることは認識している。国に対する現行の保険、国庫負担金の割合の引上げ、そのほか様々な公費の拡充というのは引き続き要望していく。一方で、国民健康保険制度の安定的な運営のために現行制度に基づいて財政健全化は進める必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、納付金の推移等、コロナになり当初より変わってきていると思うがとの質疑に対し、令和3年度までは1人当たりの給付金については平均で約2%程度で推移していたが、令和4年度から1人当たり納付金が急激に上がっている。1人当たり給付金が8%程度上がるという大幅な上昇になっているところが推移であるとの答弁がありました。

次に、コロナの影響もあるが、それに対して市が激変緩和の措置を行っていることについての質疑に対し、令和5年度までの国が設けた特例基金がある。これにより激変緩和というのが現状行われている。ほかにも様々な保険税負担軽減策に取り組み、現行制度において必要となる保険税率を見直しているとの答弁がありました。

次に、健全化計画後、どのような方針になるのかとの質疑に対し、現時点では、令和5年度をこれから検討するため、未定である。国民健康保険事業については、財政健全化計画が終了した後も、将来的に継続していくことになる。国保を安定的かつ持続性のある制度として維持していくため、どのような方法が取れるか検討は必要である。保険税の減免施策や東京都の納付金が急増するような場合は、市が保有する基金を最大限活用するなど対応していく必要があるとの答弁がありました。

次に、国保税以外でも介護保険税と一般財源の繰入れで保っている現状がある。その問題がどのようになっているのかとの質疑に対し、平成30年度計画当初については、赤字補填繰入れについて約6億円程度である。それを毎年の保険税率の見直し等により収納率の向上や交付金の獲得などに努めた結果、約1億円ずつ減らし、令和5年度を抑えるというような状況であるとの答弁でありました。

次に、軽減策、多摩26市の中でも東大和市として独自で行っているが、具体的な相談は収まらないのか、さらに検討する必要があるのか、対策についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、市で行っている保険税のコロナ減免については、保険年金課が発信している保険税の決定通知、国保だよりなど繰り返し周知を図っている。一方で、保険税の納付に関する相談がある。納税に関する主管課で相談があった際、国保税のコロナ減免について案内している。市の拡充策と国基準で行っているコロナ減免と合わせて、11月末時点で約40件の利用者がある。やはり一定程度利用者、決定者がいるため、保険税の軽減につながっていると捉えているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険税の引下げを行った場合、市民から見たメリット、デメリット、制度運営者側から見たメリット、デメリットは、との質疑に対し、国民健康保険税の税率を見直すことによって健全化を進めている。引下げ等を行うと、その分の赤字補填額が増す。その分一般財源が必要となり、国民健康保険に加入されていない方の市税も改めて用いることになる。赤字補填繰入れを解消することにより、国民健康保険制度自体が安定的な運営に資することになることが制度自体のメリットになる。市民の方全体としては、赤字補填に活用しないで用いる一般財源を他の施策に回すこともできる。そういう意味でも、市全体で政策的な面でのメリットもあると考えている。市民に広くサービスを提供する一般会計から赤字補填のための国保への繰入れは、国の方針に基づき解消していくことが望ましい。制度的には、財政の運営主体が都道府県になる。都道府県の標準的な保険料、保険税、統一的な保険料、保険税が今後進められている方向性にある。都道府県ごとの標準的な

水準の保険税と乖離すると、将来的にその差を埋め合わせるために多くの財源が課題になってくる。ここは国の制度改革の趣旨にのっとり、国保税の見直しは必要という認識であるとの答弁がありました。

次に、国が一般会計から繰入れしないことを進めていることは理解しているが、市として社会保障ということとの関係をどのように考えているのかとの質疑に対し、負担をいただく中で、支払いが難しい方は一件一件、真摯な相談に応じて対応していく。ただし、制度として非常に困難な制度になっている。今まで国保に加入されていた方も非常に社会保険の適用に移行している。ここ二、三年、非常に増えている。制度の変更に伴い、国からの負担を増やしていただきたいなどの願いは引き続き進めていき、市民の皆様の健康も守っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、1名の方から委員外発言がありました。

質疑を終了し、3名の委員が自由討議を行い、自由討議では、各委員から、国保税に関しては、東京都から示されている保険納付金の影響が非常に大きい。財政責任のある東京都に公費負担の拡充を求めるということが私たち議員としてやれることではないか、意見書を提出してはどうかとの発言がありました。

自由討議を終了、1名の方が賛成討論を行いました。

採決の結果、起立少数、4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情については、不採択と決しました。

次に、意見書について協議を行い、委員会として、東京都に対して国民健康保険事業納付金の算定に関する意見書を提出することとしました。

以上で、厚生文教委員会に付託された陳情1件の審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情に賛成の立場で討論を行います。

東大和市が進める国民健康保険税の6年間連続値上げ計画に対し、日本共産党市議団は、計画を中止し引下げを行うことを繰り返し強く求めてきました。これまでも様々なモデルケースでの保険税負担額を確認し、協会けんぽなど、他の被用者保険と比べても国保税は2倍近く重い負担であることなどを指摘をしてきましたが、当市が他市よりも先行して6年間連続値上げを進めてきた結果、26市中トップクラスに高額であることが明らかになりました。当市全体の差押え件数のうち、国保税の差押え件数が占める割合が約6割と圧倒的に多いことから、いかに当市の国保税負担が重いのかということが推察できます。

市が国の基準よりも対象者を広く設定し、コロナ減免を行うなどの努力をしていること、今年度から実施し

ている未就学児の均等割軽減策と併せ、市独自の多子軽減策を続けていることは大変重要であり、高く評価するものですが、当市が進めてきた6年間連続値上げ計画によって国保税の負担があまりに重くなっており、市のこうした減免策をもっても追いついていないというのが実態です。

そもそも、国保制度には構造的な課題があることをこれまでも繰り返し指摘をしてきました。国保加入者の多くが所得ゼロ世帯を含む低所得者世帯であり、年金生活者をはじめ、自営業者やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、長引くコロナ危機や物価高騰の影響を受け、厳しい生活を強いられている方々です。社会的に立場の弱い方々に担税力を超えた重い負担が課せられています。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度と比べて著しく不公平で、高齢者や非正規雇用者など所得の低い市民に特に重い負担を強いる制度になっている。この問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題だと考えます。

社会保障の一環であり、国民皆保険の土台でもある国保制度の課題解決のために、本来であれば国や運営主体である東京都が財政責任を果たすことが必要ですが、国は国庫負担割合を大幅に減らしてきただけでなく、一般会計からの繰入れを続ける自治体にペナルティーを課す保険者努力支援制度により自治体間での値上げ競争を後押しするなど様々な圧力をかけ、自治体を追い詰めています。

一般会計からの繰入れを国は赤字補填と呼びますが、自治体が加入者の命と健康を守るため、保険税額の負担軽減のために行ってきたものです。

日本共産党は、こうした国の手法を厳しく非難するとともに、構造的課題の解決のため、また公的医療保険としての国保制度を立て直すために、1兆円の公費投入増で国保税を抜本的に引き下げることや、均等割をなくすことで協会けんぽの保険料並みに引き下げを提案しています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の多くが低所得者である国保が他の被用者保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しています。市民にとって一番身近な存在である地方自治体からこうした声上がることは大変重要です。

同時に、東大和市にも市民の命と健康、暮らしを守り抜くため、あらゆる手段を講じる責任があると考えます。国民健康保険は、市民にとっては文字どおり生命線であり、命というものは何よりも最優先で絶対を守るべきものであるはずですが。国保税が高過ぎるために払い切れず給与や年金を差し押さえられる、国保税は納めても医者に行くお金が残らない、必要な薬の量を減らすなど、加入者が受診を抑制しなければならない事態が本市でも現実起きています。

このまちで住み続けていくために国保税を引き下げてほしいという陳情者1,832名の切実な声を市は真摯に受け止めるべきです。

当市の国民健康保険事業運営基金の現在高は4億6,300万円であることが明らかになりました。基金を最大限活用するなど、あらゆる手段を講じて国保税の引下げを行うことを強く求め、賛成討論いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情に反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税制度は、国民皆保険を支える重要な制度であります。その構造には大きな課題があり、平成30年度より国により財政運営の主体者をこれまでの市区町村から都道府県に広域化するなど、大きな制度改革が進められています。

このため、東京都では、東京都国民健康保険運営方針において、区市町村が削減・解消すべき赤字について、区市町村国保財政健全化計画を策定し、計画的に赤字を解消することとしています。東大和市においても、東京都と協議の上で策定した財政健全化計画にのっとり、一般会計からの赤字繰入れの解消に向けた国保税率の見直しを行っているところです。

これまでも保険税率の見直しについては、毎回、厚生文教委員会で審議してきました。東大和市では、医療費抑制のためのレセプトデータを活用した糖尿病重症化予防やCOPD、フレイルの予防、ジェネリック医薬品の利用促進、また業務の効率化による保険税収納率の向上など様々な取組を行い、医療費の抑制と国保税の負担軽減に取り組んできました。国保税率の改定においては急激な負担増とならないよう積極的な基金の活用を行い、市民生活へできる限りの配慮を行ってきたところです。

財政健全化計画を進めるに当たっては、国からの激変緩和措置は6年間とされており、東大和市においてはこの計画にのっとり制度改革を実行することが市民にとって一番の利益になるとの説明がされていますことから、まずは6年間での計画を遂行せざるを得ないと考え、この陳情の求めるところには賛成することができません。

一方、この間、国保会計をめぐる環境が厳しさを増しています。社会保険適用範囲の拡大による国民健康保険の被保険者の減少、東京都から示される納付金の中には、後期高齢者支援分、介護納付金分も含まれており、高齢化がますます進む中で、国保加入者の医療費を抑制するだけでは国保税の増額を抑えることが難しい構造的な課題もあります。

これらのことから、今回、厚生文教委員会では、国民健康保険の責任主体である東京都に対して、1人当たりの保険税が急激に上昇しないよう納付金の算定の見直しや、東京都独自の財政支援、国への財政支援を求める意見書を提出することとなりました。

今後とも東大和市において健全な国民健康保険制度の運用を図るとともに、できる限り国保加入者への負担が軽減されるよう、東京都及び国への制度改革と財政支援を要望することをお願い申し上げ、討論いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険の広域化により、財政運営の主体は市から東京都へとその所管が移りました。我々やまとみどりの考え方は、同じ給与所得であれば、それに伴う所得税などの負担は全国同じであることを考えると、国民健康保険税というものも当然に制度的には同じ負担であると考えます。一部自由診療などを除けば、被保険者が病院にかかる場合、その病気やけがは類型化され、点数化され、全国どこの病院であってもその診療報酬はほぼ変わりません。市区町村によって保険税が違っていただけが制度的欠陥であります。

そういう意味では、国民健康保険事業の主体は、本来国が直轄して行うべきものであり、都道府県に管轄が移動した広域化はその途上にあるものであると認識しております。

一方で、同じ所得であっても、協会けんぽなどと国民健康保険のそれでは、その負担が著しく違うということもまた事実であります。当然、その制度的欠陥を補うものは国の責務であります。全ての国民がその所属いかんにかかわらず、同じ収入の人が同じ負担をしていく統一した制度を一刻も早く実現すること、そしてもう一つは、保険業務を全て税により行うことで保険料の収納事務負担を税に一本化することで経費を削減することが求められます。当然、一地方自治体がこの制度的欠陥を補うことは、財政的にも、制度的にも難しいことでもあります。

しかし、直接市民の声を聞くことができる地方自治体だからこそ、国へとこの問題点を指摘し、改善させていかなければなりません。議会は意見書の提出や議長会を通して、市は市長会や直接国へ陳情したり、国会議員を通したりして制度の改善を進めていく必要があります。

これまで市は、保険料金の負担を軽くするための激変緩和措置として、国からの財政措置を活用し、様々な施策をしてきたことは一定の評価に値します。それでも、コロナや不景気などにより生活困難な方がいるのは事実であります。これは、国民健康保険の被保険者だけではなく、それらを含めた市民の生活を守るため、より一層手厚い対策を市には求めたいと思います。

以上、反対の討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時17分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 8 第77号議案 市道路線の認定について

日程第 9 第78号議案 市道路線の認定について

日程第10 第79号議案 市道路線の変更について

日程第11 第80号議案 市道路線の一部廃止について

日程第12 4第20号陳情 ちよこバスの増便とルート等に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第8 第77号議案 市道路線の認定について、日程第9 第78号議案 市道路線の

認定について、日程第10 第79号議案 市道路線の変更について、日程第11 第80号議案 市道路線の一部廃止について、日程第12 4第20号陳情 ちょこバスの増便とルート等に関する陳情、以上議案4件、陳情1件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、建設環境委員会委員長、木下富雄議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） ただいま議題に供されました第77号議案 市道路線の認定について、第78号議案 市道路線の認定について、第79号議案 市道路線の変更について、第80号議案 市道路線の一部廃止について、4第20号陳情 ちょこバスの増便とルート等に関する陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、令和4年12月13日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め、行いました。

まず、第77号議案から第80号議案までの4議案につきましては、審査に先立ち、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

全4議案とも質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第77号議案 市道路線の認定について、第78号議案 市道路線の認定について、第79号議案 市道路線の変更について、第80号議案 市道路線の一部廃止についての4議案は、いずれも原案どおり可決と決しました。

次に、4第20号陳情 ちょこバスの増便とルート等に関する陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

東京街道団地の現在の公共交通の状況並びに市はどのように認識しているのかという質疑に、東京街道団地につきましては、現在ちょこバスの路線はありませんが、団地の中央を立川駅北口または久米川駅行きへ向かう西武バスの路線が通っており、団地南停留所において立川駅行きの便が平日朝7時台に6本あるなど、市内では比較的路線バスが利用しやすい地域であると認識しているとの答弁でした。

次に、統計東やまによると、令和3年1月1日現在の市内人口は8万5,317人に対して、65歳以上は2万3,258人で27.3%です。清原は人口2,963人のうち、65歳以上人口が1,416人で47.8%とかなり高齢化が進んでいるが、公共交通の充実が求められる地域だと考えられますかとの質疑に、清原地域につきましては、市内では比較的路線バスが充実している地域であると認識しているとの答弁でした。

次に、現行の1時間に1本から2本にするためにはどのようなことが必要かとの質疑に、主なものとして財政上の課題が挙げられ、現状の便数を倍にした場合、単純計算で運行費は倍、利用者は単純計算で倍になるとは考えられず、補助が必要な赤字額がさらに拡大すると考えられ、令和3年度の補助金額が約6,000万円でしたので、毎年補助額が1億2,000万円以上を支払うこととなり、また運行に必要なバスが各運行ルート1台ずつ、計3台の購入も必要となり、平成27年度に1台購入した費用が約2,000万円でしたので、3台の購入費約6,000万円の経費が生じ、将来的にはその更新費用も必要となるなど大きな財政負担が生じると考えられたり、依頼する民間バス事業者との調整も必要と考えられるとの答弁でした。

次に、おおむね6年ごとに運行ルートが見直されてきた現行ルートに変更されてから6年が経過している。東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでは、運行基準として収支率40%を目指すものとし、おおむね

25%を下回る場合は、運行日や時間、車両の小型化や路線の見直しを検討するとされておりますが、現行ルートの見直しは検討されているのか、また現行ルートの収支率について何うとの質疑に、令和3年度の収支率は25.5%で見直しを検討すべき水準に近く、令和2年度の収支率22.9%に比べて回復しているが、今後もコロナウイルス感染症の影響を見極める必要などがあるため、現時点での現行ルートの見直し等は検討していないとの答弁でした。

次に、武蔵村山市ではコミュニティバスにシルバーパスが使えているのはなぜか、また現行ルートのまま、ちよこバスにシルバーパスを適用した場合の経費を何うとの質疑に、武蔵村山市では、当初、シルバーパスの補助金を受けてシルバーパスが使用できておりましたが、一時的に運賃を変更した以降はシルバーパスの補助金が受けられずに、シルバーパスによる減収額を含む赤字額を武蔵村山市が補填することによってシルバーパスが使用できているとのこと。当市においてシルバーパスを導入した場合の影響額は、利用者のうちのどの程度の方がシルバーパスに転換するか不明のため、算出は困難ですが、仮に転換率を約2割とした場合、令和3年度の利用者数13万7,867人のうち2万7,573人が転換することとなり、年間450万円ほどの運賃収入の減少との答弁でした。

次に、ちよこバスにシルバーパスを導入するために必要なことは何かとの質疑に、シルバーパスを導入するためには、バス事業者と協議調整と、バス事業者等としてはシルバーパスの補助金の算定上、ちよこバスは対象外であり、運行事業者が運賃収入の減少分を負担することは考えていないとのこととあります。市といたしましても、ちよこバスを持続可能なものとしていくためには収入の確保が課題であり、財源の裏づけなくシルバーパスを導入することは難しいとの考えであるとの答弁でした。

質疑を終了し、1名の委員が自由討議を行い、自由討議を終了、その後、1名の委員から賛成の立場で討論があり、採決に入りました。

採決の結果は、起立少数により、4第20号陳情 ちよこバスの増便とルート等に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査過程と結果の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

[建設環境委員会委員長 木下 富雄 君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[6 番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、4第20号陳情 ちよこバスの増便とルート等に関する陳情に賛成の立場で討論します。

12月13日、日本共産党は、全国の鉄道網を維持・活性化し、未来に引き継ぐためにという提言を発表しました。不採算部門を含めた鉄道ネットワークを維持するという国鉄分割・民営化時の原則を維持できなくなった

ことを認めながら、政府主導で鉄道廃止をどんどん進め、全国鉄道網をずたずたにしてしまう動きが起きているからです。地方経済、地域社会の一層の地盤沈下を招くことは必定です。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利が保障され、行使できる環境が整えられることが必要です。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインは、地域に密着したバス交通については、超高齢社会の到来に伴い、その役割はますます大きくなるとしています。

日本共産党は、住民の交通権を保障する立場から、また徒歩、自転車、公共交通で日常生活が営める省エネ社会を実現することは、気候危機を止める柱となる施策であるという立場から、地域公共交通の拡充を求めてきました。

今回陳情が提出されている東京街道団地地区だけではなく、芋窪や湖畔地区でコミュニティタクシー運行を目指す取組なども行われていますが、東大和市が、ちょこバスやコミュニティタクシー、デマンド交通などの施策を総合的に拡充されるよう、まず要求したいと思います。

東大和市は、少子高齢化でお金が大変だとして公共施設を2割削減するとし、真っ先に小学校2校、中学校1校の廃校計画を打ち出しています。学校統廃合の際に周辺の公共施設を新校舎に合築するという形で公共施設のさらなる削減も目指しています。しかし、公共施設をなくした地域が寂れてしまい活気を失うことは、市町村合併などの際に既に明らかになっています。

CO<sub>2</sub>排出量の削減という点でも、げた履きで行けるところに公共施設があるまちづくりは要の一つです。あわせて、日常生活が不足なく送れる公共交通の拡充が求められています。

高齢化社会は一層の公共交通の拡充を求めていることは、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでも認めているところです。

こうした視点で、市が公共施設の在り方、公共交通の在り方を抜本的に見直すよう求めるものです。

陳情についてです。

交通空白地域の定義について、東京都は駅・バス停から200メートル以遠としているのに対して、東大和市が駅から500メートル、バス停から300メートルとしていることが分かりました。東大和市が交通空白地域をあまりに狭く定義しているため、東京街道団地が、ちょこバス路線から外されたままになっています。

東京街道団地地域が市内でも大変高齢化の進んだ地域であることも、ちょこバスをふだんの交通手段とする依存度が高い地域だったことも市の調査で明らかです。東京都が路線変更のための調査費用の補助や、調査を踏まえて変更した新路線などには2年間運行補助を出すなどの補助拡充の動きについても委員会で紹介したところです。この際、都の調査費補助も活用して、実態に即したルートや運行間隔の見直しを行い、改善を図るべきです。

シルバーパスの導入については450万円ほどかかるとの答弁でした。党市議団は、東京都のシルバーパス制度にきちんとおのせるような制度改革を求めますが、当面、武蔵村山市のように、当市の負担であっても、ちょこバスにシルバーパスを導入するよう求めるものです。

冒頭申し上げた交通権を保障する立場から、また気候危機を何としても止める立場からも、ちょこバスを含む地域公共交通の拡充へと踏み出すよう重ねて要求し、討論とします。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一です。私は公明党を代表して、4第20号陳情 ちょこバスの増便と

ルート等に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

委員会の場におきまして、ちょこバスの現行路線運行までの経緯や増便の可能性、また、ちょこバスの年間経費の推移等、現状の課題について詳細に質疑の中で確認をさせていただきましたが、市からの答弁を踏まえますと、陳情者の求めを実現することは非常に困難であると思われまます。

本来であれば、公共交通空白地域をはじめ、交通不便地域と思われるところには、ちょこバスやコミュニティタクシーなどの運行で市民生活の利便性が向上されるように公明党市議団として求めているところではあります。運行ルートを変更したこれまでの経緯や現在の厳しい、ちょこバス事業の状況を考慮いたしますと、残念ながら賛同できないものであります。

以上、公明党を代表しての反対討論といたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。4第20号陳情 ちょこバスの増便とルート等に関する陳情に対して反対の立場で討論いたします。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインのコンセプトによれば、既存の路線バスでは対応し切れない地域を中心に運行し、公共交通空白地域の解消を図るとともに、超高齢化社会に必要とされる移動手段の確保及び環境負荷の少ない都市構造の構築に寄与させますとあります。

また、運行開始に当たっては、必要に応じた調査を行った上で、原則試行運行を経ずに本格運行を行うものとしています。本格運行に当たっては、基準として収支率40%以上を目指すものとし、おおむね25%を下回る場合は見直しを検討することになります。現在収支率25.5%でありますので、それを踏まえた上で増便や停留所の設置を考えなくてはなりません。

また、路線バス事業者等との協議が整う見込みのない中で、市の負担でシルバーパスを利用できるようにすると収支の悪化が見込まれますので、なおさらです。

陳情者の言う向原地区に一部公共交通空白地域があるものの、他の地域に公共交通空白地域があることを考えれば、東京街道団地につきましては、団地の中央を立川駅北口または久米川駅方面へ向かう西武バスの路線が通っており、団地南停留所においては立川駅行きの便が平日朝7時台に6本あるなど、比較的路線バスが利用しやすい環境にあるとも言えます。

また、陳情者は、通称バス通りにちょこバスの停留所を以前と同じように設置すれば、今現在からでも利用者が増えるのは間違いなく、近い将来には利用者は大幅に増えることが強く予想されるとしていますが、平成22年に実施した以前のルートにおける利用状況調査の乗車数からすると、上北台駅を除く全停留所平均が約16であったのに対し、団地北停留所からけやき通り停留所平均が6であったと、他の停留所と比較して少ないとのこと。その後、高齢者が増え状況が変わってきているとはいえ、東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトで予定されている商業、医療、福祉等の生活利便施設の立地などにより、地域公共交通を利用せずとも、周辺を含めた地域の身近な生活利便性が高まるものと考えられます。

さらには、ちょこバスを増便、停留所を新規設置することで路線の重複や運賃が均一のちょこバスに利用者の転換が生じる可能性があり、路線バスの減便なども考えられ、他の交通利便性の低下等も招くおそれもあると考えられます。

また、新たなバス停を設ける場合や、新たな公共交通導入を検討する一番大切なのは、地元住民の機運が重

要であると考えます。東大和市内では、芋窪地域と湖畔地域に地域公共交通を考える検討組織が既にあり、自治会や地域団体の役員が年度で変更したとしても、その機運は引き継がれ、地域で公共交通に関する住民アンケートを実施したり、先進地域へ自ら足を運び、個々の住民が自ら様々な資料を集めて調査研究する定例会も開催し、繰り返し議論を続けるなど、その活動には頭が下がる思いでございます。

現時点で陳情者の言うとおりの増便、停留所の設置、シルバーパスが使えるようになれば、東京街道団地区の地域住民の利便性は当然向上すると考えられます。しかしながら、それに当たっては、予算の収支、他の地域との関係や影響、他の路線バスへの影響など、総合的に考えなくてはなりません。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインにおいて、公共交通空白地域でなく、ちよこバスの運行対象地域に当てはまらないことを考えますと、現在の収支の状況などを鑑み、運行の見直しは検討できる状況にはないと考えます。

よって、本陳情には反対の立場とし、討論とさせていただきます。

[11番 森田博之君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第77号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第78号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第79号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第80号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第20号陳情 ちよこバスの増便とルート等に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第13 4第17号陳情 東大和市議会会議規則に「請願の紹介議員の成立手続の根拠条文」を明記する改正を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第13 4第17号陳情 東大和市議会会議規則に「請願の紹介議員の成立手続の根拠条文」を明記する改正を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） ただいま議題に供されました4第17号陳情 東大和市議会会議規則に「請願の紹介議員の成立手続の根拠条文」を明記する改正を求める陳情について、議会運営委員会における審査経過及び結果を報告いたします。

本審査は、令和4年11月25日に議会運営委員会を開催し、審査を行いました。

本件につきましては説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議の内容は、地方自治法では、請願提出に当たっては紹介議員が必要となっている。また、成立の手続は会議規則で特段定める必要がない。紹介議員は、その請願の趣旨に賛同しているので紹介議員になるものであり、それぞれの議員の判断で紹介議員になるわけです。ですから、議会として、請願があったからといって紹介議員を選ばなければならないという規定があってはならないと思うとの発言が1名の方からありました。

自由討議を終了し、討論を終了し、起立により採決を行いました。

採決の結果、起立なしで本件を不採択と決しました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

議長によってお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

4第17号陳情 東大和市議会会議規則に「請願の紹介議員の成立手続の根拠条文」を明記する改正を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第14 委第4号議案 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第14 委第4号議案 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第4号議案 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 議第13号議案 日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第15 議第13号議案 日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第13号議案 日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書の提案理由を説明します。

2021年3月2日に全会一致で可決された核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議では、東大和市平和都市宣言を有する東大和市議会は、8万5千有余の東大和市民を代表し、核兵器禁止条約の発効を全面的に支持し、歓迎するとしています。

ところが、それから1年9か月、条約発効から2年が経過しようとしているにもかかわらず、日本政府は核兵器禁止条約に署名せず、ロシアのウクライナ侵略によって核戦争の危機が現実のものになろうとしています。

核兵器をお互いに持ち合うことで核戦争を抑止できるという核抑止力論は、今や現実をもって打ち崩されました。

さきに挙げた市議会決議では、核兵器禁止条約の発効を全面的に支持するという立場を表明しており、議員全員が賛成して可決しました。

この決議の立場に立って誠実に対応する必要があると考え、提出することとしました。全ての議員の皆さんに賛成していただくよう求め、以下、読み上げて説明とします。

日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書。

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効し、同年3月12日、東大和市議会は「核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議」を全会一致で可決しました。

同決議では、東大和市平和都市宣言を全文引用した後、核兵器禁止条約について「核兵器の開発と実験はもとより、製造と保有から使用と威嚇に至るまで、一切の例外を許さずに禁止するものであり、全世界の市民が心から念願し待ち望んでいたものである」と全面的に支持する立場を表明し、日本政府においては、世界で唯一の戦争被爆国である立場として、核兵器廃絶のために不断の努力を行うことを求めました。

条約発効から1年11か月、決議の可決から1年9か月が経った現在、条約に署名した国は91か国、批准した国は68か国となっています。しかし、残念ながら、日本政府は核兵器禁止条約に署名していません。

他方、ロシアのウクライナ侵略による戦争が長期化しており、ロシアは「ロシアが通常兵器を使った侵略を受け国家の存立が危うくなった場合、対抗措置として核兵器を使用する権利がある」との立場を表明し、人類は核戦争の危険の淵に立たされています。

よって、東大和市議会は、日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。よろしくお願ひします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第13号議案 日本政府が核兵器禁止条約に速やかに参加するよう求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第16 議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第16 議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） ただいま議題に供されました議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書について、提出者を代表し、提案理由の説明を行います。

貧困対策として、初めて教育の場で昼食が提供されてから133年、学校給食の意義・役割は、子供の健康を維持するだけでなく、食習慣を養うことや自然を尊重すること、日本の伝統食や世界の食文化への理解を深めること、食料の生産・流通・消費について学ぶことなど、食に関する包括的な学びとしてますます重要になっています。おいしく栄養のある給食の提供が学校生活をより豊かにし、今や教育活動に欠かせないものとなっていることは間違いありません。

しかし、長引くコロナ危機に加え、今般の物価高騰が学校給食にも大きな影響を与えています。当市においても、国のコロナ交付金を活用した食材費への補填が行われましたが、今後も豊かな給食を提供するためには十分な財源を確保する必要があります。

給食費の負担は、子育て世帯の家計も圧迫しています。給食費は、義務教育の中でかかる副教材費など様々な費用の中でも最も重く、当市でも多子世帯では年間10万円を超える負担となっています。教育活動において必要不可欠な給食をより豊かに発展させ、子育て世帯の負担軽減を図るため、義務教育はこれを無償とすると定めた憲法の理念にのっとり、国による無償化が求められます。

既に70年ほど前、1951年の参議院文部委員会では、政府は義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいとして、学用品、学校給食などの無償化も考えていると答弁しています。

以上のことから、国に対し、学校給食の無償化を求める本意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

学校給食費の無償化を求める意見書。

豊かでおいしい給食を提供することは共通の願いであり、当市においても学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

低所得世帯の子どもほど朝食を取らない割合が高く、野菜を食べる機会が少ないという調査もあり、自宅で十分な食事を取ることのできない子どもたちへの家庭環境による「栄養格差」を埋める点でも、学校給食の果たす役割は大きいものとなっています。

しかし昨今の物価高騰による食材費、光熱費の値上げが学校給食にも大きな影響を与えており、当市においても例外ではありません。食材費の負担が保護者負担である以上、より豊かな給食の実現のためには保護者の負担増を強いることとなります。給食費は、家庭における教育費負担の中でも最も重いものとなっており、平成30年度学校給食実施状況等調査によると全国平均で小学校が年間に4万7,773円、中学校が5万4,351円であることが明らかになりました。

東京都内においては、35自治体（18区6市4町7村）が一部補助を行い、うち5自治体（1町4村）が無償化とするなど、保護者への支援の取組が広がってきていますが、学校給食の教育的意義や保護者負担の軽減の必要性から、「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項の理念にのっとり、義務教育段階においては国の責任で無償化することが求められます。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、国の制度として学校給食費を無償化することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

学校給食の食材については、安全でおいしい食材を使った給食を成長期の子供たちに提供するオーガニック給食への動きがあります。農薬や化学肥料に頼らない有機食材で添加物なども使用しない安全な食べ物を学校

給食に取り入れようと動き出した自治体が140か所に上ります。

10月に開催された全国学校給食フォーラムに私も参加しましたが、50を超える自治体の首長が参加し、オンライン参加者を合わせると全国から約4,000名の参加者があり、関心の高さがうかがえます。

有機食材の使用を地産地消で増やしていくことで、地域の農業や産業を推進していく力にもなります。子供たちには、体をつくるために安全な食材でしっかり栄養を取ってもらいたいものです。そのために食材費の負担増になるようであれば、その分を補助していくことを進め、補助を拡充していき、その先に無償化としていくことも考えられます。

一方、制度として、学校給食費の無償化や安定した学校給食の取組の推進を国に求めることについては否定することではないことから、本意見書に賛成をいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第14号議案 学校給食費の無償化を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第17 議第15号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第17 議第15号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第15号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第18 議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第18 議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[ 1 1 番 森田博之君 登壇 ]

○11番(森田博之君) 議席番号11番、森田博之です。議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書に対する提案理由の説明を行います。

国は、昨今の物価高騰による経済状況に応じた新たな令和4年度の地方創生臨時交付金を地方自治体へ支給し、東大和市においても独自に対応しています。

学校給食は、学校給食法にあるように、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであります。義務教育段階において、家庭の経済状況にかかわらず安心して学校に通えるよう、安定した学校給食の取組が必要です。

国において、より一層の取組の推進が必要と考えることから、以下、意見書を読み上げて提案といたします。経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書。

日本国においては、昭和29年に学校給食法を定めており、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定めることにより、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として、実施をしております。

また、同法第11条第2項において、学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担と明記されています。

国は、昨今の物価高騰による経済状況に応じた新たな令和4年度の地方創生臨時交付金を地方自治体へ交付し、各自治体におかれましては、栄養バランスや量を保った学校給食の安定につなげていくため、学校給食費の負担軽減など子育て世帯の支援体制を整えました。

学校設置者と保護者との協力により、学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の学校給食費についても、生活保護等による教育扶助や就学扶助の制度を設けるなどの財政負担についても、これからも引き続き国は援助する取組をしていく必要があります。

よって、東大和市議会は、義務教育段階での児童生徒が安心して学校に通うことができるように、経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進をより一層求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

[ 1 1 番 森田博之君 降壇 ]

○議長(関田正民君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番(上林真佐恵君) すみません、1点だけ確認をさせてください。

意見書の題名が「取組の推進を求める意見書」というふうになっていますが、意見書の本文に、給食費が原則保護者負担であることを定めた学校給食法第11条第2項、また生活保護による教育扶助等についても引用がされていることが少し気になります。

意見書本文の最後には、学校給食の取組の推進をより一層求めるとありますので、給食費は原則保護者負担であり、現状所得の低い世帯には一定の支援はあるが、提出者の皆さんとしても、現状にとどまらず、また保

護者の経済状況にかかわらず、さらなる負担軽減を国に対し求めているものと受け止めていますが、この認識でよいのかどうか、念のため確認をさせていただきます。

○10番（根岸聡彦君） 意見書の中にも記載がされておりますが、家庭の経済状況が厳しい方への財政負担についても、これから引き続き国は援助する取組をしていく必要があるというふうに記載がされております。

限られた財源の中で適切に予算を執行するべきであり、国においても少子化対策は待ったなしの中、国はこれまでも市町村が実施する給食費等の負担軽減に対する支援をこれまでも行ってまいりました。きちんとした財源議論の下、さらなる負担軽減のための新たな施策を求め、誰もが安心して学校に通うことができるようになればと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔9番 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、木下富雄です。議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

本意見書のとおり、学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う重要な役目を担っています。法的には、学校給食法にて、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担と記し、それ以外の学校給食に要する経費、すなわち学校給食は、学校教育法第16条に規定する保護者の負担となっております。この学校給食費は、児童・生徒が実際に口に入れる食べ物の食材のみに充てられているものです。給食に係る経費の約30%に当たります。

学校給食法立法趣旨に基づき、学校の設置者と保護者の協力により、学校給食が円滑に実行されるために、今日の物価高騰による厳しい経済状況に対し、国は令和4年度の地方創生臨時交付金を地方自治体に交付し、学校給食費などの負担軽減のために子育て世帯の支援体制を整え、かつ生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を通じた生活状況の厳しい家庭への支援を行ってきました。

こうした取組でも分かるように、限られた財源の中で適切に予算執行されることは非常に大切であり、しっかりと裏打ちされた財源に基づいた要望が大切であると考えています。

私たち東大和市議会が、義務教育段階での児童・生徒が安心して学校に通うことができるように、経済状況にかかわらず、安定した学校給食の取組の推進をより一層求めることを求め、賛成討論とさせていただきます。

〔9番 木下富雄君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第16号議案 経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第19 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第19 陳情の付託を行います。

12月12日正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第20 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第20 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時49分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 根 岸 聡 彦

署 名 議 員 荒 幡 伸 一

署 名 議 員 森 田 博 之

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦